

公務員宿舍舟入住宅 整備事業

入札説明書

平成16年7月2日

財務省中国財務局

目 次

1 . 入札説明書の定義	4
2 . 対象事業の概要	5
(1) 公告日	5
(2) 契約担当官等	5
(3) 担当部局	5
(4) 品目分類番号	5
(5) 事業名称	5
(6) 事業内容	5
1) 事業方式	5
2) 事業の範囲	5
3) 本事業以外の事業等について	7
(7) 施設等の概要	10
1) 宿舍の設置戸数等	10
2) 建物等解体撤去	13
(8) 国の支払に関する事項	13
(9) 事業に必要と想定される根拠法令等	13
(10) 事業スケジュール	13
3 . 事業者の選定方法	14
4 . 入札参加に関する条件等	14
(1) 入札参加者が備えるべき要件等	14
1) 入札参加者の構成等	14
2) 入札参加者の参加要件	15
3) 入札参加者の資格等要件	16
4) 入札参加グループの構成員の変更等	17
5) 入札参加資格の確認	17
(2) 応募に関する留意事項	17
1) 入札説明書等の承諾	17
2) 費用負担	18
3) 入札保証金及び契約保証金	18
4) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	18
5) 入札参加表明書等の取扱い	18
6) 入札提出書類の取扱い	19
7) 国からの提示資料の取扱い	19
8) 入札参加者の複数提案の禁止	19
9) 使用言語、単位及び時刻	19
(3) 入札の実施	20
1) 入札公告等	20
2) 入札参加表明書等の提出及び入札参加資格の審査	21

3)	入札	23
4)	入札の辞退	26
5)	入札無効に関する事項	26
6)	開札	26
7)	落札者の決定	27
8)	入札結果の通知及び公表	27
9)	特定事業の選定の取消し	27
5.	提案内容審査	28
(1)	審査委員会の設置	28
(2)	審査の方法	28
(3)	審査項目等	28
1)	基礎審査	28
2)	定量的審査	29
(4)	審査委員会事務局等	29
6.	事業契約に関する事項	30
(1)	事業契約の締結	30
(2)	特別目的会社(SPC)の設立	30
(3)	事業契約の概要	30
1)	契約金額	30
2)	事業の遂行	30
3)	対価等の支払い等	31
4)	選定事業者の権利義務等に関する制限	32
5)	国と選定事業者の責任分担	33
6)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	33
7.	事業実施に関する事項	34
(1)	誠実な業務遂行義務	34
(2)	事業期間中の選定事業者と国の関わり	34
(3)	業務内容	34
1)	業務内容	34
2)	業務の委託	34
(4)	国によるサーベイランス	34
1)	本事業の実施状況の確認	34
2)	支払の減額等	35
3)	財務書類の提出	35
(5)	土地の使用等	35
8.	提出書類	37
(1)	入札参加表明、入札参加資格審査申請時の提出書類	37
(2)	入札辞退時の提出書類	37
(3)	入札時の提出書類	37
9.	その他	40
(1)	事業の終了	40
(2)	情報の提供	40
(3)	予算決算及び会計令第73条関係の取扱い	40

その他関係資料 41

1. 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）は、国が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「公務員宿舎舟入住宅整備事業」を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成 16 年 3 月 30 日に公表した実施方針等（添付資料を含む。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に対する質問・回答及び意見・提案を反映している。したがって、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添「「公務員宿舎舟入住宅の設計及び建設に関する要求水準書」、「公務員宿舎舟入住宅の建物等解体撤去に関する要求水準書」、「公務員宿舎舟入住宅の維持管理業務に関する要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）」、「様式集」、関係図面等（以下「付属資料」という。）」、「落札者決定基準」、「公務員宿舎舟入住宅整備事業に関する契約書（案）」（以下「事業契約書案」という。）」、「公務員宿舎舟入住宅整備事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書案」という。）は、本件入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

なお、本件入札説明書と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、本件入札説明書の規定内容を優先するものとする。また、本件入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答、入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

2. 対象事業の概要

(1) 公告日

平成 16 年 7 月 2 日

(2) 契約担当官等

支出負担行為担当官

財務省中国財務局総務部長 福 田 秀 俊

(3) 担当部局

財務省中国財務局 管財部 宿舍総括課

〒730 - 8520 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30

電話 082 - 221 - 9221 (内線) 3513

(4) 品目分類番号

4 1、4 2

(5) 事業名称

公務員宿舍舟入住宅整備事業

(6) 事業内容

1) 事業方式

公務員宿舍舟入住宅整備事業(以下「本事業」という。)は、PFI法に基づき、選定事業者(本件入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)が公務員宿舍の設計及び建設を行った後、公共施設の管理者等である財務省(以下「国」という。)に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式(BTO(Build, Transfer, Operate))により実施する。

本事業は、公務員宿舍の設計及び建設並びに公務員宿舍の維持管理業務に係る対価として国が選定事業者に費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から平成26年3月末までの期間である。

2) 事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的内容については事業契約書案及び業務要求水準書に示す。

公務員宿舍の設計及び建設等

- ・ 公務員宿舍及びこれに附帯する工作物その他施設(自動車保管場所等)に係る設計及

び建設

- ・ 計画地における既存建物等の解体撤去
- ・ 工事監理
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策
- ・ 公務員宿舎建設に伴う各種申請等の業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

- (注) 1. 既存建物等の解体撤去範囲は付属資料7において示すとおりとする。
2. 国が提示する地盤調査の結果以外の地点での柱状図が必要な場合は、選定事業者の負担において地盤調査を実施することとし、本事業の対象外とする。
3. 事業計画地周辺のインフラ施設の状況については、付属資料6において示すとおりとする。
4. 公務員宿舎建設に伴う各種申請等のうち、これまで特定行政庁(広島県、広島市)と打ち合わせた結果は以下のとおり

申請項目	要・不要	申請主体
建築確認手続(建築基準法第6条)	要	選定事業者
一団地申請(建築基準法第86条第2項)	要	国 ¹
中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整にかかる計画説明等(広島市条例)	要	選定事業者
福祉のまちづくりにかかる共同住宅の新設等の事前協議等(広島県条例)	要	選定事業者
共同住宅型建築物に関する建築計画報告等(広島市指導要綱)	要	選定事業者
建築物等景観形成協議(広島市協議制度)	要	選定事業者
共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置の事前協議(広島市要綱)	要	選定事業者
海拔42m以上となる仮設物(工事中のクレーン等)の設置に伴う航空障害灯の設置届出(航空法第51条第2項)	要	選定事業者
給水装置工事申込(広島市条例)	要	国 ²

1 建築基準法上の複数建築物に対する制限の特例関係

国の申請に対して、事業者は一団地認定申請に必要な図面及び資料の作成のうち、事業計画地内の計画に係る全てのものの作成を行うとともに、事業計画地内の計画に係る範囲で国の申請事務に協力するものとする。

2 給水装置工事申込の取扱い

給水装置工事申込においては、建設期間中の臨時用に係るものを除き、国名義で工事申込を行うが、申込に必要な資料は全て選定事業者において作成する。

公務員宿舎の維持管理業務

- ・ 公務員宿舎及びこれに附帯する工作物その他の施設に係る一般管理業務
住戸等の点検、入退去処理、諸届処理、居住者等の応接、団地内巡視及び不正使用の処理、修繕の受付、帳簿整理等、防火管理業務、緊急事態発生時の処理、広報など
- ・ 昇降機保守点検業務
- ・ 消防用設備等保守点検業務
- ・ 給水設備清掃業務
- ・ 自家用電気工作物を設置する場合は、当該施設の保守点検業務

(注) 1 . 共用施設(植栽、上下水道)の維持管理及び宿舎内外の清掃等は、入居者が行うこととしており、本事業の対象外である。

2 . 国は、必要がある場合は、本事業期間中に限り、維持管理業務を行う者に、設置される公務員宿舎のうち住宅1戸を管理人事務室として無償で提供する。なお、当該管理人事務室に係る経費(備品費、消耗品費、電話等施設費、通信運搬費、光熱水費、通達等により国が負担しない補修・修繕費等)は選定事業者の負担とする。

3) 本事業以外の事業等について

選定事業者は、国有地の有効活用の観点から、本事業の用途又は目的を妨げない限度において、本事業用地における利用可能容積(最大容積から国の必要容積を除いた容積)を活用し、本事業以外の事業を、収益施設等の附帯施設と公務員宿舎と合築(一棟の建物を国と選定事業者が区分して所有することをいう。以下同じ。)若しくは国有財産法(昭和23年6月30日法律第73号)第18条第3項の規定に基づく宿舎建物の一部又は宿舎敷地の一部の使用又は収益の許可(以下「使用許可」という。)により行うことができる(以下当該事業を「附帯的事業」という)。

附帯的事業は、国有地の有効活用の観点から民間事業者からの要望があれば計画地の余剰容積の活用を可能とするものであり、設置を義務づけるものではない。また、これらの事業は、国有財産の有効活用等の観点から評価することを予定しているが、その際、本事業に係る公共サービスの提供に影響を与える恐れを避ける又は最小限にすること。

なお、附帯的事業に係る施設の光熱水費、設備維持管理費、清掃費、修繕費等は選定事業者が負担する。

(ア) 附帯的事業を公務員宿舎との合築により行う場合

国は、附帯的事業を行う選定事業者に、PFI法第11条の2第2項の規定に基づき宿舎敷地の貸付を行う(地上権の設定は認めない)。具体的な利用条件等は以下のとおり(詳

細は別添「公務員宿舍舟入住宅整備事業に関する国有財産有償貸付契約書(案)」を参照のこと。

【参考条文】

P F I 法

- 第 1 1 条の 2 国は、必要があると認めるときは、国有財産法第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第 3 条第 2 項に規定する行政財産をいう。次項及び第 3 項において同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- 4 ~ 6 （略）
- 7 前各項の規定による貸付けについては、民法第 6 0 4 条（賃借権の存続期間）並びに借地借家法第 3 条（借地権の存続期間）及び第 4 条（借地権の更新後の期間）の規定は、適用しない。
- 8 国有財産法第 2 1 条及び第 2 3 条から第 2 5 条までの規定は第 1 項から第 3 項までの規定による貸付けについて、地方自治法第 2 3 8 条の 2 第 2 項及び 2 3 8 条の 5 第 3 項から第 5 項までの規定は第 4 項から第 6 項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

国有財産法

- 第 1 8 条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。（以下略）
- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。
- 3 ~ 5 （略）
- 第 2 1 条 普通財産の貸付けは、次の期間を超えることができない。
- 一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この条及び第 2 7 条において同じ。）を貸し付ける場合は、6 0 年
- 二 前号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、3 0 年
- 三 （略）
- 2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。
- 第 2 4 条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因って生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

【P F I法第 11 条の 2 第 2 項に基づく行政財産の貸付】

- ・ 国は選定事業者と施設を合築し、区分所有する（宿舍部分は国有、附帯的事業部分は民有）。
- ・ 国は民間施設に係る敷地を選定事業者に限り普通借地として貸付（期間は事業期間と同一）。
- ・ 事業期間終了時に選定事業者が所有する建物が存続している場合、従前の契約と同一の条件で契約の更新は可能（期間は最長 30 年、再度更新も可能）。
- ・ 借地借家法第 22 条から第 24 条までに規定する定期借地権の設定はできない。
- ・ 権利金及び貸付料は民間精通者の意見価格等により国が設定する。
- ・ 貸付料は年 4 回の前払いとし、3 年毎に改定する。
- ・ 貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国は事業契約を解除することがある。この場合、選定事業者は、これによって生じた損失の補償を求めることができる。
- ・ P F I 法の規定により貸付相手方が選定事業者（落札者の構成員が設立した特別目的会社を含む。）に限定されているため、事業期間中において選定事業者に契約上の地位の変更があった場合を除き、選定事業者は借地権を第三者に譲渡・転貸することはできない。
- ・ 選定事業者が区分所有する建物の用途は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度の範囲内であり、かつ、都市計画上の用途規制等の範囲内であれば制限しない。また、国の承諾を得た上で、第三者に貸し付けることは可能。
- ・ 選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事業の運営を委託することができる。

（イ）附帯的事業を宿舍建物又は宿舍敷地の一部の使用許可により行う場合

国は、附帯的事業を行う選定事業者に使用許可を行う。具体的な利用条件等は以下のとおり（使用許可を行う場合の申請書及び許可書については、別添「国有財産使用許可申請書・国有財産使用許可書（案）」参照）。

【参考条文】

国有財産法

- 第 18 条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。（以下略）
- 2 （略）
- 3 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。
- 4 （略）
- 5 第 3 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法の規定は適用しない。

【国有財産法第18条第3項に基づく行政財産の使用許可】

(共通)

- ・ 使用許可は、行政処分である許可として行われるものであり、契約行為ではないため、選定事業者に私権の設定を認めるものではない。また、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において許可するものであるため、選定事業者が許可条件に違反した場合又は国において使用許可の対象物件を使用する必要が生じた場合には、許可を取り消すことがある。
- ・ 周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案する。ただし、居住用施設の導入は認めない。
- ・ 国は、選定事業者を選定事業の用途又は目的を妨げない限度において使用許可を行う(期間は事業期間と同一)。
- ・ 収益施設等の附帯施設の設置面積は選定事業の用途又は事業を妨げない限度において適正な規模の範囲内とする。
- ・ 使用料は近隣の賃貸実例等により国が設定し、毎年度改定する。
- ・ 使用料は年1回の前払いとする。
- ・ 国有財産法第18条第5項の規定により借地借家法の適用対象外。また、使用許可は私権の設定ではないため、権利の譲渡・転貸等という概念はない。
- ・ 事業期間終了後選定事業者の負担により、国の指定する期日までに原状回復の上明渡す。なお、国が適当であると認め使用許可の更新を行う場合は更新前の期間と同一の期間内とする。
- ・ 選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事業の運営を委託することができる(施設の賃貸を目的とした収益事業は不可)。

(宿舎建物の一部の使用許可の場合)

- ・ 国は宿舎建物を所有し、選定事業者は建物内の一部を使用する。
- ・ 選定事業者は内装工事等を自己の負担により実施する。

(宿舎敷地の一部の使用許可の場合)

- ・ 選定事業者は附帯的施設を自己の負担により設置し、所有する。

(7) 施設等の概要

1) 宿舎の設置戸数等

本事業において設置する公務員宿舎の設置戸数、1戸当たりの専用面積、想定する入居者及び間取りは、次のとおりとする。詳細は業務要求水準書を参照のこと。

住戸タイプ	bタイプ
住戸数	215戸
1戸当たりの専用面積	34㎡以上35㎡未満
想定する入居者	単身赴任者1名
間取り	1DK

注) 1. 各住戸とも全戸数において1以上の居室における冬至の午前8時から午後4時までの日照時間(以下「日照時間」という。)は原則として4時間以上とするが、40%以下の住戸について、1以上の居室における日照時間は1時間以上とすることができる。

2. 駐車場は、住戸数の50%以上の台数分を確保すること。なお、平面駐車場又は自走式立体駐車場とすること。
3. 駐輪場は、249台分以上を確保すること。設置場所は、室内、室外（屋根付とする）を問わないが、利用者の利便性を考慮して設けること。なお、住戸数が増加した場合は、 $(\text{住戸数} \times 1.5 - 74)$ 台分以上を確保すること。
4. 設計上の理由により、住戸数を数戸増加させることは可能。
5. 専用面積は、壁心（サッシュ心）又は柱心をもって算出する。

なお、く体壁の厚さが階高により変化するとき（壁式構造）は1階を標準階とし、そのく体の壁心を基準に面積を算出する。

また、下階部分のく体壁心が非常に複雑な場合には、上階く体壁心をもって下階部分の面積を算出して差し支えない。

さらに、バルコニー、ベランダ、テラス、出窓、パイプシャフトスペースは専用面積に算入しないこと。

事業計画地等

事業計画地	広島県広島市中区舟入南五丁目 1131	
敷地面積	3,694.32 m ²	
敷地前面道路	北側	市道/認定幅員 29.9m
用途地域	第一種住居地域 近隣商業地域 〔北側 市道中3区霞庚午線官民境界線から30m以内 西側 市道中3区横川江波線官民境界線から50m以内〕	
高度地区	指定なし	
防火・準防火	準防火地域	
日影規制	5時間・3時間(測定面4m)(第一種住居地域)	
建ぺい率	第一種住居地域	60%
	近隣商業地域	80%
容積率	第一種住居地域	200%
	近隣商業地域	300%
建築基準法第86条に基づく認定(一団地)	<p>本事業計画地を含む敷地全体(13,938.89 m²)は、3区画に区分のうち各区分毎に建築基準法第86条に基づく認定(一団地)を受けているが、本事業の実施に当たって、国は全体敷地で新たに認定を受ける予定である。</p> <p>このため、本事業計画地の施設等の配置や関連行政手続については、一団地全体で制限される。</p>	
航空法第49条等に基づく規制	<p>本事業計画地は、広島県広島西飛行場の水平表面下に所在し、海拔48mを超える建物(仮設物、避雷針、アンテナ、看板等も含む。)の設置は、航空法の規定により認められない。</p> <p>また、空港管理者である広島県から水平表面(海拔48m)に著しく近接する建物を設置しないよう指導が行われており、建物の高さは海拔42m未満とする必要がある。</p>	
事業計画地内外の電柱 ¹	<p>事業計画地内外に所在する中国電力株式会社所有の電柱4本については、隣接民有地への電力供給上、撤去ができない。このため、提案内容により移設が必要となる場合は、中国電力株式会社に協議すること。(構造上やむを得ない場合の移設費用は中国電力株式会社の負担とされている。)</p> <p>なお、高圧電線からの離隔距離は2m以上となるよう中国電力株式会社から要望を受けている。</p>	
建設期間中の専用仮設可能範囲 ²	国は、選定事業者に対して、建設期間中、事業計画地東側の構内道路(歩道部を除く。)を専用仮設として無償で貸与する。	
施設整備納付金(給水)	新設建物の施設整備納付金(給水)は、既設建物の施設整備納付金(25A 42ヶ所、20A 17ヶ所)を充当することとし、新設建物建設においては、必要な差額分を選定事業者が広島市に納付する。	
既設建物の量水器	既設建物に付属する広島市所有の量水器は、選定事業者において取り外しのうえ、広島市に返納する。	

1 電柱の位置等の状況については、付属資料4において示すとおりとする。

2 事業計画地外で専用仮設として貸与可能な範囲については、付属資料5において示すとおりとする。

2) 建物等解体撤去

事業計画地内における既存建物等の解体撤去を行うこと。詳細は業務要求水準書を参照のこと。

建物	住宅建	鉄筋コンクリート造	3、4階建	4棟
			建築面積	1,007.52 m ² 、延べ面積 3,260.98 m ²
	雑屋建	コンクリートブロック造一部木造	平屋建	4棟
			建築面積	144.07 m ² 、延べ面積 144.07 m ²
工作物	一式			

(8) 国の支払に関する事項

国の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する公務員宿舎の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価から成る。国は、財政法（昭和22年3月31日法律第34号）第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、公務員宿舎の設計及び建設に係る対価と公務員宿舎の維持管理業務に係る対価を供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する公共施設の管理者等と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定めるところにより支払う。詳細は「6. - (3) - 3) 対価等の支払い等」を参照のこと。

(9) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- 土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）
- 財政法（昭和22年3月31日法律第34号）
- 会計法（昭和22年3月31日法律第35号）
- 国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）
- 国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律第117号）
- その他関連法令、条例等

(10) 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

落札者との基本協定締結	平成 16 年 11 月
選定事業者との事業契約締結	平成 16 年 12 月
設計及び建設期間	平成 17 年 1 月～平成 19 年 2 月
引渡し・供用	平成 19 年 2 月
維持管理期間	平成 19 年 2 月～平成 26 年 3 月末

3 . 事業者の選定方法

本事業は、設計及び建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、公務員宿舎の設計及び建設に係る対価及び維持管理業務に係る対価の額並びに事業運営能力、設計及び建設能力、維持管理能力等その他の条件により決定（いわゆる総合評価方式による一般競争入札：会計法第 29 条の 6 第 2 項、予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 91 条第 2 項）を行う。

落札者の決定は、まず入札参加資格等要件を備えていることを確認し、次いで入札価格の確認及び提案内容の審査を行った後、総合評価値を算出することにより行う。

なお、本事業は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の趣旨に鑑み、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年 11 月 18 日政令第 300 号）が適用される。

4 . 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。

入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国との対応窓口となること。

落札者となった入札参加者が特別目的会社を設立する場合には、代表企業及び建設業務を行う者は必ず出資を行うこと。

2) 入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者（維持管理業務を行う者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者（維持管理業務を行う者を除く。）であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定（改正前の会社更生法に基づく手続開始の決定を含む。）がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

財務省（地方支分部局を含む。）又は財務省中国財務局管内を管轄とする官庁から指名停止、一般競争参加資格停止又は営業停止を受けている期間中に該当しない者であること。

財務省中国財務局が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社野村総合研究所並びに株式会社野村総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社久米設計及び三井安田法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（注）「資本面において関連のある者」とは、当該会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう（及び 4 . - (1) - 3 ）において同じ。）

入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

「 5 . - (1) 」において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3) 入札参加者の資格等要件

入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を、また、各業務に応じ、又は の要件を満たすこと。

なお、 、 、 及び のうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

財務省中国財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省中国財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

- (ア) 平成 15・16 年度財務省中国地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
- (イ) 平成 6 年度以降に、次の (a) から (c) に該当する建物の設計実績があること。
 - (a) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - (b) 建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
 - (c) 地階を除く階数が 11 以上かつ延べ面積が 1,500 m²以上であること。

建設に当たる者は 3 者までとし、次の要件を満たすこと。

- (ア) 1 者の場合は、平成 15・16 年度財務省中国地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者(経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。)であること。
 - 2 者又は 3 者の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」又は「B」等級に格付けされている者(「B」等級に格付けされている者は 1 者までに限る。)であること。
- (イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)の許可業種につき許可を有して営業年数が 3 年以上ある者であること。
- (ウ) 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- (エ) 1 者の場合の当該者並びに 2 者又は 3 者の場合の内 1 者は、平成 6 年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の (a) から (c) に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること。2 者又 3 者の場合の内 1 者を除くほかの者については、平成 6 年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の (a) 及び (d) に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること。
 - なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。

- (a) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
- (b) 建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
- (c) 地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
- (d) 地階を除く階数が7以上であること。

工事監理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。

- (ア) 平成15・16年度財務省中国地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
- (イ) 平成6年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の(a)から(c)に該当する建物の工事監理実績があること。
 - (a) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - (b) 建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
 - (c) 地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

維持管理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。

- (ア) 平成16・17・18年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「中国」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (イ) 平成6年度以降に、200戸以上の住宅の維持管理業務実績があること。

4) 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(「4.-(1)2)~3)」に定める要件を満たさなくなった場合を除く。)は、国と協議を行うこととする。協議の結果、国が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類(「8.-(3)」により入札参加者が提出した書類をいう。以下同じ。)の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

5) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、上記「4.-(1)-1)~3)」に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)を満たすことを証明するため、後述する手続きにより入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格の確認日は、入札参加資格審査申請の提出期限の日をもって行う。

(2) 応募に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、「8.-(1)- ~ 」に掲げる「入札参加表明書(様式2)」、委任状(様式3)、「入札参加資格審査申請書(様式4)」、「グループ構成員表(様式5)」、「競争参加資

格に係る等級決定通知書の写し、「事業実施体制(様式6)」及び「各種実績(様式7～10)」(以下「入札参加表明書等」という。)の提出をもって本件入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除する。

契約保証金は、免除する。

ただし、選定事業者は、設計及び建設工事の履行を確保するため、設計及び建設に係る対価(「4-(3)-3)-(イ)」参照)から支払利息相当額を除いた金額の1/10以上の金額について、工事履行保証証券による保証を付し、又は国を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該契約締結後速やかにその保険証券を国に提出すること。

なお、落札者が特別目的会社を設立する場合には、上記の金額について、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は設計に当たる者、工事監理に当たる者及び建設に当たる者の全部又は一部の者に、当該特別目的会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結させること。当該保険契約において、国を被保険者とした場合には、当該保険契約締結後速やかにその保険証券を国に提出し、特別目的会社を被保険者とした場合には、当該特別目的会社の負担により、その保険金請求権に事業契約書案第63条第1項に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を国のために設定すること。

上記いずれの場合でも、履行保証保険等の有効期間は、設計・建設工事期間とする。

4) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)の対象事業となる予定であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、国は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。(なお、無利子融資制度については、平成18年3月31日までの時限措置。)

5) 入札参加表明書等の取扱い

支出負担行為担当官は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

提出された入札参加表明書等は返却しない。

入札参加表明書等の変更等の禁止

提出された入札参加表明書等の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された入札参加表明書等の差し替え又は再提出を指示した場合であっても、入札参加表明書等の提出期限以降の差し替え又は再提出は認めない。

6) 入札提出書類の取扱い

著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札者に返却しない。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。

7) 国からの提示資料の取扱い

国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

8) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

9) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 入札の実施

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

スケジュール(予定)	内容
平成16年 7月2日	入札公告
平成16年 7月9日	入札説明会
平成16年 7月9日	現地見学会
平成16年 7月2日～7月23日	入札説明書等に関する質問受付期間
平成16年 8月12日	入札説明書等に関する質問・回答公表
平成16年 8月24日～8月27日	入札参加表明書等の受付
平成16年 9月3日	入札参加資格の審査結果の通知
平成16年 9月9日	入札参加資格がないと認めた理由説明要求の受付期限
平成16年 9月15日	入札参加資格がないと認めた理由の回答
平成16年 10月4日～10月6日	入札提出書類の受付
平成16年 10月7日	開札
平成16年 11月中旬	落札者の決定
平成16年 11月下旬	落札者との基本協定の締結
平成16年 12月中旬	選定事業者との事業契約締結

(注) 資料等を追加して公表する場合もあり、その場合は適宜質問・回答の機会を設ける。

1) 入札公告等

入札公告

平成16年7月2日、官報及び広島合同庁舎中国財務局掲示板において、入札公告を行う。

入札説明書等の交付

下記に示す期間、財務省中国財務局において、入札説明書等を交付する。

交付期間：平成16年7月2日(金)から平成16年8月20日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)まで

交付時間：午前9時00分から午後5時00分まで

交付場所：財務省中国財務局 管財部 宿舎総括課

〒730-8520 広島県広島市中区上八丁堀6-30

電話 082-221-9221(内線)3513

なお、入札説明書等は、財務省中国財務局のホームページにおいても掲載する。

入札説明会

下記のとおり、本件入札に関する説明会を開催する。なお、出席者は本件入札説明書及

び業務要求水準書を持参すること。

日 時：平成 16 年 7 月 9 日（金）午前 10 時～

場 所：広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30

広島合同庁舎共用第 2 会議室（広島合同庁舎 1 号館 1 階）

当日連絡先：財務省中国財務局 管財部 宿舍総括課

電話 082 - 221 - 9221（内線）3513

現地見学会

入札参加表明書受付の前に、希望者を対象に事業計画地の状況等を確認するための現地見学会を以下のとおり開催する。

日時：平成 16 年 7 月 9 日（金）午後 1 時 30 分～

場所：広島県広島市中区舟入南五丁目 1131（現地集合）

入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合は、以下の要領にて受け付ける。

受付期間：平成 16 年 7 月 2 日（金）～平成 16 年 7 月 23 日（金）（ただし、土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

受付時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

宛先 / 方法：質問の宛先、提出方法及び様式等については様式 1 を参照すること

回答の公表：質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に鑑み、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

質問への回答日：平成 16 年 8 月 12 日（木）

質問への回答場所：財務省中国財務局ホームページ及び広島合同庁舎中国財務局掲示板

2) 入札参加表明書等の提出及び入札参加資格の審査

入札参加表明書等の提出

- (ア) 入札参加希望者は、入札参加表明書等を支出負担行為担当官へ提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

提出先

期間：平成 16 年 8 月 24 日（火）～平成 16 年 8 月 27 日（金）

時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

場所：財務省中国財務局 管財部 宿舍総括課

〒730 - 8520 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30

電話 082 - 221 - 9221 (内線) 3513

方法：入札参加表明書等は、持参することにより提出すること。なお、郵送及び電送（電子メール等）によるものは受け付けない。

(イ) 設計実績、建設工事の施工実績、工事監理実績及び維持管理業務実績は、様式集に定めるところに従い作成すること。

(ウ) 入札参加資格のうち、施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、日本国における施工実績をもって行う。

(エ) 上記「4. - (1) - 3) - (ア) (ア) (ア) (ア)」に掲げる格付等（以下「競争参加資格」という。）の認定を受けていない者であっても、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、入札提出書類の提出期限までに入札参加資格の確認を受けることにより、入札に参加することができる。

競争参加資格認定に係る申請書の提出先

上記「4. - (1) - 3) - (ア) (ア) 及び (ア)」の場合

財務省中国財務局 管財部 宿舍総括課

〒730 8520 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30

電話 082 - 221 - 9221 (内線) 3524

上記「4. - (1) - 3) - (ア)」の場合

財務省中国財務局 総務部 会計課(用度係)

〒730 8520 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30

電話 082 - 221 - 9221 (内線) 3333

入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果の通知は、代表企業に対して、書面により平成16年9月3日(金)までに発送するとともに、併せて、登録受付番号を通知する。

入札参加資格なしとされた場合の扱い

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないとされた者は、支出負担行為担当官に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由。ただし、A4版とする。)により説明を求めることができる。

期限：平成 16 年 9 月 9 日（木）午後 5 時 00 分（必着）（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）まで

場所：財務省中国財務局 管財部 宿舎総括課
〒730 8520 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30
電話 082 - 221 - 9221（内線）3513

方法：書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

回答期日：平成 16 年 9 月 15 日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3）入札

入札参加資格の確認を受けた入札参加者を対象として、次により入札を実施する。

入札の方法

（ア）入札提出書類は持参又は郵送のいずれかの方法により一括して提出すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便小包」とすること。

提出先

期間：平成 16 年 10 月 4 日（月）～平成 16 年 10 月 6 日（水）

時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

（ただし、郵送による場合は平成 16 年 10 月 5 日（火）午後 5 時 00 分（必着））

受付場所：財務省中国財務局 管財部 宿舎総括課

〒730 8520 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30

電話 082 - 221 - 9221（内線）3513

（イ）入札価格

入札価格は、事業期間中に国が選定事業者を支払うサービス対価の合計とし、サービス価格は公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価と公務員宿舎の維持管理業務に係る対価から構成される。入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を控除した金額を記載すること。

なお、入札価格は、以下の費用により見積もるものとする。

・ 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価

公務員宿舎舟入住宅及びこれに附帯する工作物その他施設（自動車保管場所等）の設計及び建設費、工事監理料、既存建物等の解体撤去費、近隣対応・対策費、電波障害調査・対策費、公務員宿舎建設に伴う各種申請等の業務に係る費用、不

動産取得税（国の所有に係る部分に限る）、合築を行う場合の建物に係る登記に関する費用（国の所有に係る部分に限る）、その他これらを実施する上で必要な関連業務に必要な費用（特別目的会社設立費用、公租公課、融資組成手数料、各種調査費用等）及びこれに係る支払利息相当額（注）等。

なお、国が本事業の入札手続において、本件土地に関する調査資料で明示していない土地の瑕疵に基づく費用（地下埋設物の撤去費等）は、国の負担となるが入札価格の見積りには算入しないものとする。ただし、附帯的事業の用に供する部分（選定事業者の所有）に係るものは事業者の負担となる。

（注） 支払利息相当額の算定方法

支払利息相当額は、公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価の額から支払利息相当額を控除した金額について元利均等払いにより支払うことを前提とする支払金利により算定した額とする。

支払金利は、基準金利と入札参加者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T . S . R . ）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 8 年物（円 / 円）金利スワップレートとする。

なお、支払金利は平成 17 年 8 月 1 日（なお、当日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合はその直前の閉庁日でない日とする。）時点での見直しを想定していることから、入札時には、平成 16 年 8 月 1 日（なお、当日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。）に公表される基準金利に基づいた調達金利を使用して算定すること。

・ 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価

公務員宿舎の維持管理業務（一般管理業務、昇降機保守点検業務、消防用設備等保守点検業務、給水設備清掃業務及び自家用電気工作物を設置する場合は当該施設の保守点検業務）に係る費用の維持管理期間の合計額

（注） 1 . 以下の費用については、国が費用負担するものとし、入札価格の見積りには算入しないものとする。

公務員宿舎施設の修繕に係る費用（ただし、建物の瑕疵に起因する修繕を除く。）

本事業の実施状況の確認に要する費用（選定事業者側に発生する費用を除く。）

「6 - (3) - 3) - (イ)」に定める、公務員宿舎の維持管理業務に係る費用について物価変動のうち一定の幅を超える部分

2 . 附帯的事業を実施する場合は、独立採算で行うことから、当該事業に係る

費用は入札価格の対象外とする。

(ウ) 入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。

封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官 中国財務局総務部長（宿舎総括課）」、「入札者名」及び「公務員宿舎舟入住宅整備事業に係る入札書在中」を記載すること。

(エ) 代理人が入札書を提出する場合には、入札書を入れた封筒に委任状（様式 13）を添付すること。また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

(オ) 会社の支店長等が支店長等の資格において本入札に参加しようとする場合は、入札参加表明書等を提出する前日までに、会社の代表者の印鑑証明書を添付した会社制定の様式による年間委任状（有効期限：平成 17 年 3 月 31 日まで）を、入札参加表明書等の提出場所へ提出するとともに、年間委任状（写）を入札書を入れた封筒に添付すること。なお、既に、年間委任状を提出済みの場合には再度提出する必要はないが、委任者である会社の代表者若しくは被委任者である支店長等が異動している場合は改めて提出すること。この場合でも、入札書を入れた封筒に年間委任状（写）を添付することは同じ。

(カ) 入札に当たっての留意事項

- ・ 入札提出書類の提出にあたって、提出期限に遅れたときは、入札に参加できない。
- ・ 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

公正な入札の確保

(ア) 入札に当たっては、入札参加者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(イ) 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格及び提案内容又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。

(ウ) 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

入札の取りやめ等

入札参加者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、後日、不

正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

4) 入札の辞退

入札参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式11）を下記宛てに提出すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

期限：平成16年10月6日（水）午後5時00分（ただし、郵送による場合は平成16年10月5日（火）午後5時00分（必着））

提出先：財務省中国財務局 管財部 宿舍総括課

〒730 8520 広島県広島市中区上八丁堀6-30

電話 082-221-9221（内線）3513

5) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

本件入札説明書に示した入札参加者に必要な要件のない者が行った入札

なお、入札参加資格の審査で資格有と確認された者であっても、入札参加資格確認日以降、落札者決定時まで「4.-(1)-2)~3)」に掲げる資格要件を失ったものは、入札参加者に必要な要件のない者に該当する。

委任状を提出しない代理人が行った入札

「入札参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った入札

入札参加者の記名及び押印並びに入札参加者の代理人の記名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

入札参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った入札

誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者が行った入札

同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた入札

その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

6) 開札

開札は入札事務に関係のない当局の職員を立ち合わせて、次に従い行うが、入札参加者等は以下に掲げる者のうち1名を開札会場に立ち合わせることができる。

入札参加者（入札参加グループの代表企業の代表者）

入札参加者の代理人（委任状により入札書を提出している者）

年間委任状による入札参加者（支店長等）

開札日時：平成 16 年 10 月 7 日（木） 午後 1 時 30 分

開札場所：広島合同庁舎共用第 9 会議室（広島合同庁舎 4 号館 1 3 階）

開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を発表する。国が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した入札がない時は、契約担当官が指定する日時において再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として 1 回とする。

7) 落札者の決定

落札者決定基準に基づき、入札価格及び事業計画、施設計画及び維持管理計画等その他の条件を審査委員会が総合的に評価する。国は、審査委員会の評価点を入札価格で除した値（総合評価値）の最も高い者を落札者として決定する。

8) 入札結果の通知及び公表

落札者及び落札金額については、落札者決定後速やかに入札参加者に文書にて通知するとともに財務省中国財務局のホームページ及び広島合同庁舎中国財務局掲示板において公表する。電話等による問い合わせには応じない。

なお、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価については、落札者との事業契約締結後、審査結果及び入札状況等とあわせて公表する予定である。

9) 特定事業の選定の取消し

最終的に、入札参加者等がない場合又は入札参加者全員の入札額が国が設定する予定価格を越える場合、国は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

5. 提案内容審査

(1) 審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者等及び財務省職員で構成する「公務員宿舍舟入住宅整備事業に係る選定事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を、財務省中国財務局に設置する。審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された事業提案の審査及び優秀提案の選定を行う。

審査委員会は以下の7名の審査委員で構成される。なお、審査委員会は非公開とする。

【有識者等】

	氏名	所属等
(委員長)	森保 洋之	広島工業大学環境学部教授
(委員)	石橋 三千男	公認会計士(清友監査法人代表社員)
	横堀 肇	広島大学大学院工学研究科教授
	岩重 律子	株式会社アゥバン設計代表取締役社長
	村川 三郎	広島大学大学院工学研究科教授

【財務省職員】

- ・財務省中国財務局 管財部次長
- ・財務省中国財務局 管財部次長

(2) 審査の方法

審査委員会は、提案内容に基づき基礎審査を満たしているか否かを確認のうえ、定量的審査項目における評価を行い各提案の評価点を決定する。

国は、その評価点を入札価格で除した値(総合評価値)を算出し、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

(3) 審査項目等

審査項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

1) 基礎審査

以下の計画について、入札参加者の提案内容が、国の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

事業計画に係る事項

施設整備計画に係る事項
解体撤去に係る事項
維持管理計画に係る事項
附帯的事業に係る事項

2) 定量的審査

定量的審査においては、下記項目について、審査委員会において提案内容の審査・加点付与を行う。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

事業計画に係る事項
施設整備計画に係る事項
維持管理計画に係る事項
附帯的事業に係る事項

(4) 審査委員会事務局等

審査委員会の事務局は、以下のとおり。

事務局：財務省中国財務局 管財部 宿舎総括課

〒730 - 8520 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30

電話：082 - 221 - 9221 (内線) 3513

6. 事業契約に関する事項

(1) 事業契約の締結

- ・ 落札者と国は、落札者の決定後 30 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、提案内容及び事業契約書案に基づいて事業契約を締結する。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。
- ・ 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- ・ 落札者又は特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、国は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。
- ・ 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

(2) 特別目的会社(SPC)の設立

落札者は、本事業を遂行するため、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立することができる。

この場合、国は、落札者と、事業契約の締結に向けて落札者決定後 7 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、基本協定書案により基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、協定締結後 30 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加グループのうち代表企業及び建設業務を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。特別目的会社へ出資する者及びその出資比率は自由とするが、入札参加グループの構成員の議決権が全体の 50% を超えるものとする。

特別目的会社に出資を行った入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の概要

1) 契約金額

契約金額については、入札書に記載された金額に、当該金額から支払利息相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税相当額）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とする。

なお、下記「6 - (3) - 3)」に掲げる方式により対価の改定を行った場合は、改定後の対価により計算した金額とする。

2) 事業の遂行

- ・ 平成 19 年 2 月 19 日までに事業契約に定められた工事を完成させること。
- ・ 平成 19 年 2 月 20 日に、国に公務員宿舎舟入住宅を引き渡すこと。

- ・ 「 2 . - (6) - 2) 」 に示す事業を確実に行うこと。

3) 対価等の支払い等

対価等の支払い

公務員宿舍の設計及び建設等に係る対価、公務員宿舍の維持管理業務に係る対価並びにそれらに係る消費税相当額の支払は、事業契約書に定めるところにより、以下のとおり行う。

(ア) 公務員宿舍の設計及び建設等に係る対価等の支払い

国は、供用開始から事業期間中に選定事業者に対し、事業契約に定めるとおり、公務員宿舍の設計及び建設等に係る対価として年 1 回の 8 回元利均等払いにより計算された額に、各回の元本に係る消費税相当額を加算した合計額を年 1 回ずつ、8 回支払う。

公務員宿舍の設計及び建設等に係る第 1 回目の対価の支払いについては、以下の手順で行う。

- ・ 公務員宿舍の完成後、選定事業者はしゅん工検査の報告を行う。
- ・ 国は、上記の報告を受けてから 14 日以内にしゅん工の確認を行う。
- ・ 選定事業者は、確認通知受領後、国に対して公務員宿舍を引き渡し、請求書を送付する。
- ・ 国は請求を受けた日から 30 日以内に設計及び建設に係る第 1 回目の対価及び元本に係る消費税相当額を支払う。

公務員宿舍の設計及び建設等に係る第 2 回目以降の対価の支払いについては、以下の手順で行う。

- ・ 選定事業者は、毎年度 4 月 1 日から 1 か月以内に、国に対して請求書を送付する。
- ・ 国は請求を受けた日から 30 日以内に設計及び建設に係る第 2 回目以降の対価及び元本に係る消費税相当額を支払う。

(イ) 公務員宿舍の維持管理業務に係る対価等の支払い

公務員宿舍の維持管理業務に係る対価及び消費税相当額について、国は、定期又は随時にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、供用開始から事業期間中に、年 2 回、事業契約に定める各半期毎に実施する業務内容に応じた額を選定事業者を支払う。

公務員宿舍の維持管理業務に係る対価の支払いについては、以下の手順で行う。

- ・ 選定事業者は国に対して、毎月業務終了後翌月の 7 日(当日が、閉庁日の場合は、その直後の閉庁日でない日とする。)までに業務報告書を提出する。
- ・ 国は、業務報告書の確認等の定期モニタリングを行う。

- ・ 国は、4月から9月、10月から3月（1回目の支払いについては維持管理業務開始後3月）までの選定事業者の業務の履行確認及び定期又は随時モニタリングの終了後、減額ポイント及び支払額を、9月又は3月の業務に係る業務報告書提出後閉庁日を除く5日以内に、選定事業者に通知する。
- ・ 選定事業者は、支払額判明後速やかに、国に対して請求書を提出する。
- ・ 国は請求書の受領後30日以内に公務員宿舎の維持管理業務に係る対価及び消費税相当額の支払いを行う。

対価の改定

(ア) 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価

公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価については、金利変動及び建設期間中の物価変動を除き、原則として改定は行わない。

○ 金利変動による改定

対象となる費用

支払利息相当額

改定時期

平成17年8月1日（なお、当日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。）

改定方法

改定基準日の金利スワップレートを基準金利とし、基準金利に選定事業者が入札時に提案したスプレッドを加えた合計額として対価の改定を行う。

(イ) 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価

改定方法

公務員宿舎の維持管理業務に係る対価については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

詳細は事業契約書案を参照のこと。

4) 選定事業者の権利義務等に関する制限

選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

国の事前の書面による承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行っては

ならない。

債権の譲渡

選定事業者が、国に対して有する公務員宿舎の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、国の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、国に対して有する公務員宿舎の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、国の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

5) 国と選定事業者の責任分担

基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、公務員宿舎等の設計及び建設並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うこととする。

予想されるリスクと責任分担

国と選定事業者の責任分担は、事業契約書案によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書案に示すが、事業契約書案に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

6) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で国は必要な協力を行う。

財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、「4. - (2) - 4)」を参照のこと。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、国はこれらの支援を選定事業者が受けられるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

7. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と国の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、国は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

国は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて国と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、国と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。

事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、国は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、国と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

1) 業務内容

設計・建設等業務及び維持管理業務については、事業契約書案及び業務要求水準書による。

2) 業務の委託

選定事業者は1)に示した業務を、あらかじめ国の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 国によるサーベイランス

国は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、国は、当該業務に係る対価の減額等を行う。詳細は、事業契約書案を参照のこと。

1) 本事業の実施状況の確認

国は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、国が必要と認める場合には、随時に確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き国の負担とする。

基本設計・実施設計時

事業者は、定期的に国に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を国に提出し、内容の確認を受ける。

建築確認申請時

事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、国に事前説明及び事後報告を行う。

工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、建設等工事の工事監理を行い、事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を国に毎月報告させる。また、事業者は、国が要請したときは、施工計画書、施工記録及び監理記録を提示し、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。

ただし、国が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は国に移転されないものとする。

工事完成時

事業者は、施工記録及び監理記録を用意して、現場で国の確認を受ける。

ただし、国が施工記録及び監理記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は国に移転されないものとする。

施設供用開始後

国は、施設供用開始後、定期又は随時に維持管理業務のモニタリングを行う。

2) 支払の減額等

モニタリングを行った結果、維持管理業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合には、公務員宿舍の維持管理業務に係る対価の減額等を行うことがある。

3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に国に提出する。また、国は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

具体的な利用条件については、別添「公務員宿舍舟入住宅整備事業に関する国有財産無償貸付契約書（案）」、「公務員宿舍舟入住宅整備事業に関する国有財産有償貸付契約書（案）」及び「国有財産使用許可申請書・国有財産使用許可書」参照。

- ・ 本事業の公務員宿舎に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。
- ・ 公務員宿舎に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用する
ことができる。
- ・ 選定事業者は、附帯的事業を合築により行う場合、当該事業に供する宿舎敷地の一
部を、国と締結する賃貸借契約により、有償で使用する
ことができる。
- ・ 選定事業者は、附帯的事業（合築による場合を除く）に供する宿舎敷地の一部又は
宿舎建物の一部を、国からの使用許可により、有償で使用する
ことができる。

8 . 提出書類

(1) 入札参加表明、入札参加資格審査申請時の提出書類

入札参加表明書等は、1部提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

入札参加表明書	(様式 2)
委任状	(様式 3)
入札参加資格審査申請書	(様式 4)
グループ構成員表	(様式 5)
競争参加資格に係る等級決定通知書の写し	
事業実施体制	(様式 6)
設計実績	(様式 7)
建築工事の施工実績	(様式 8)
工事監理実績	(様式 9)
維持管理業務実績	(様式 10)

(2) 入札辞退時の提出書類

入札辞退届	(様式 11)
-------	-----------

(3) 入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。書類を提出するときには、～の各提案書に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、< >に掲げる部数を提出すること。

入札提出書類の提出届< 1部 >	(様式 12)
委任状< 1部 >	(様式 13)
入札書< 1部 >	(様式 14)
業務要求水準書に関する確認書< 1部 >	(様式 15)
事業計画に係る提案書< 16部 >	
・ 事業計画提案書表紙	(様式 16)
・ 事業スケジュール	(様式 17)
・ 資金調達計画	(様式 18)
・ 長期収支計画	(様式 19)
・ 算出根拠(長期収支計画)	(様式 20)
・ リスクへの対応に対する提案	(様式 21)

施設整備計画に係る提案書 < 16部 >

- ・施設整備計画提案書表紙 (様式 22)
- ・施設整備計画に対する提案 (様式 23)
- ・配置・外構計画に係る提案 (様式 24)
- ・周辺環境保全性に係る提案 (様式 25)
- ・住棟・住戸計画に係る提案 (様式 26)
- ・住棟・住戸計画に係る提案 (様式 27)
- ・構造・設備計画、防災計画に係る提案 (様式 28)
- ・施工に係る提案 (様式 29)

施設整備計画に係る提案書 (図面集) < 16部 >

- ・施設整備計画提案書 (図面集) 表紙 (様式 30)
- ・計画概要 (様式 31)
- ・全体配置図 (1 / 600)
- ・鳥瞰図 (様式 33)
- ・配置兼1階平面図・各階平面図 (1 / 300)
- ・立面図 (1 / 300)
- ・断面図 (1 / 300)
- ・住戸平面図 (1 / 50)
- ・外構・緑地計画 (1 / 300)
- ・面積表 (様式 39)
- ・仕上表 (様式 40)
- ・日影図 (1 / 600)

維持管理計画に係る提案書 < 16部 >

- ・維持管理計画提案書表紙 (様式 42)
- ・維持管理業務実施体制及び業務内容
の妥当性に対する提案 (様式 43)
- ・保守点検業務実施体制及び業務内容
の妥当性に対する提案 (様式 44)

附帯的事業に係る提案書 < 16部 >

- ・附帯的事業提案書表紙 (様式 45)
- ・附帯的事業に係る長期収支計画 (様式 46)
- ・算出根拠 (附帯的事業に係る長期収支計画) (様式 47)
- ・事業計画に対する提案 (様式 48)

有価証券報告書等 < 1 部 >

- ・ 入札参加グループの構成員に係る会社概要（パンフレット等の使用も可能）
- ・ 入札参加グループの構成員に係る直近 3 期分の有価証券報告書の写し（有価証券報告書を作成していない場合は計算書類等でも可能）

9. その他

(1) 事業の終了

国は、公務員宿舎舟入住宅が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により公務員宿舎を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して事前に書面で通知した上で、公務員宿舎舟入住宅の維持管理業務の提供を終了させることができる（事業契約書（案）参照）。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、財務省中国財務局のホームページに掲載する。

(3) 予算決算及び会計令第73条関係の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省中国財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、財務省中国財務局が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

その他関係資料

1. 配布資料

(1) 入札説明書付属資料

図面集

資料1	位置図、現況平面図及び敷地境界図
資料2	地盤調査結果及び土壌環境調査結果（抜粋）
資料3	高低測量図
資料4	既設電柱等位置図
資料5	建設期間中の専用仮設可能範囲図
資料6	インフラ状況図
資料7	解体撤去範囲図（建物・工作物）
資料8	解体建物及び工作物図
資料9	樹木撤去図
資料10	既設建物図（団地内の事業計画地外）

維持管理業務関係通達集

(2) 様式集

(3) 事業契約書（案）

(4) 基本協定書（案）

(5) 国有財産無償貸付契約書（案）

(6) 国有財産有償貸付契約書（案）

(7) 国有財産使用許可申請書・国有財産使用許可書（案）

2. 閲覧資料

地盤調査結果及び土壌環境調査結果

すまいのしおり

公務員宿舎舟入住宅に係るその他関係資料については、中国財務局管財部宿舎総括課にて配布（電子媒体：CD。ただし、配布は入札参加グループで1枚とさせていただきます。）及び閲覧しております。

なお、郵送、メール等による配付は取り扱っておりませんので、あらかじめご了承ください。

配布及び閲覧期間：平成16年7月2日（金）から平成16年8月20日（金）（ただし、土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）まで

配布及び閲覧時間：午前9時00分から午後5時00分まで

配布及び閲覧場所：財務省中国財務局 管財部 宿舎総括課
〒730-8520 広島県広島市中区上八丁堀6-30
電話 082-221-9221（内線）3513